非農地証明書の交付申請における手続の流れ

申請者
①土地の所有者
②土地の推定相続人
③代理人

申請地
登記簿上の地目が田又は畑である土地

非農地証明交付の制限
①交付を行わないことができる場合
・違反転用者等に是正指導又はその予定がある。
・農業以外の用に供されたとき、周辺の農地の営農条件に支障が生ずるおそれがある。

（申請者）
農業委員会に提出
非農地証明願＋添付書類

添付書類
①登記全部事項証明書
②位置図・付近見取図
③公図の写し
④現況写真
⑤その他

書　類　審　査

書類審査
不備があれば補正又は追記した上で受理

調 査 実 施 調 書
受理後、事務局で作成

事　前　調　査
現地調査の前に事務局で調査
農振農用地、地域計画、土地改良区の地区内、転用許可、納税猶予農地、農業者年金特定処分対象農地、補助事業の対象農地に該当の有無、他の現地調査の実施の有無、その他

非農地証明交付の制限
②交付を行わない土地
・非農地通知書を交付
・農振農用地
（除外できない。）
（農地の利用を進める具体的な見通しがある。）
・地域計画
（計画達成に支障がある。）
（農地の利用を進める具体的な見通しがある。）
・土地改良事業完成後 28 年を経過していない。
・補助事業完了後 30 年を経過していない。
・耕作を目的とした権利が設定されている。
・申請地の一部が農地である。

非農地判断担当委員を指名
会長が委員及び推進委員の中から３人以上を指名
委員は現地調査を行うか、他の現地調査実施済のため省略するかを決める。

現地調査を省略

現　地　調　査
申請地の現況を確認
非農地判断担当委員に事務局職員が同行

非農地判断担当委員の協議　⇒　非農地判断の決定

農地

決定できない場合

総会の議決
非農地判断の決定

農地

非農地

非農地

非農地証明書の交付（手数料の徴収）

非農地証明願返戻通知書による通知

非農地証明一覧表の作成・通知

農地台帳の整理等

総会に報告
・非農地判断担当委員の協議による非農地判断結果
・証明書の交付

証明願の受付から証明書の交付までの標準処理期間はおおむね２週間